

令和7年度桃栄小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、校訓の「豊かな心をもつ子」「たくましい子」「進んで学ぶ子」の精神のもと、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応し、以下の役割を担う。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、担任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・警察官経験者等の外部専門家の参加について検討する。

（1）いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

（2）教職員への共通理解と意識啓発

- ・ いじめ・不登校対策委員会で「いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ 教職員一人一人がいじめの情報を「いじめ・不登校対策委員会」に報告共有する義務があることを周知徹底する。

（3）児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ いじめ防止基本方針をホームページで公表し、児童、保護者、地域の人々や関係機関と情報交換しながら、いじめ防止の取り組みを振り返り、次年度の計画に生かす。

（4）いじめ事案への対応

- ・ 教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、またはいじめの疑いがあると思われるときは、正確な事実の把握と情報の共有に努め、問題の解消に向

けた指導・支援体制を組織する。

- ・ 事案への対応については、迅速かつ組織的に対応し、必要に応じて、外部の専門家や関係機関と連携して対応する。
- ・ いじめ行為が止んだ場合も、3か月程度はその後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、共に成長していく安全で安心な学校づくり・学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己有用感を高める活動や自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 清須市の「いじめ問題対応マニュアル」を活用し、いじめ防止に向けた指導の充実を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話など、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、特定の教職員で問題を抱え込むことがないようにし、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に迅速かつ組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ 「いじめが解消している」状態に至った場合でも、被害児童及び加害児童の様子を日常的に注意深く観察し、再発防止に努める。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童・保護者に対して、個人情報に注意しながら、適切に情報を提供する。
- (4) 調査結果に基づき、被害児童に対しては安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う。加害児童に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行う。

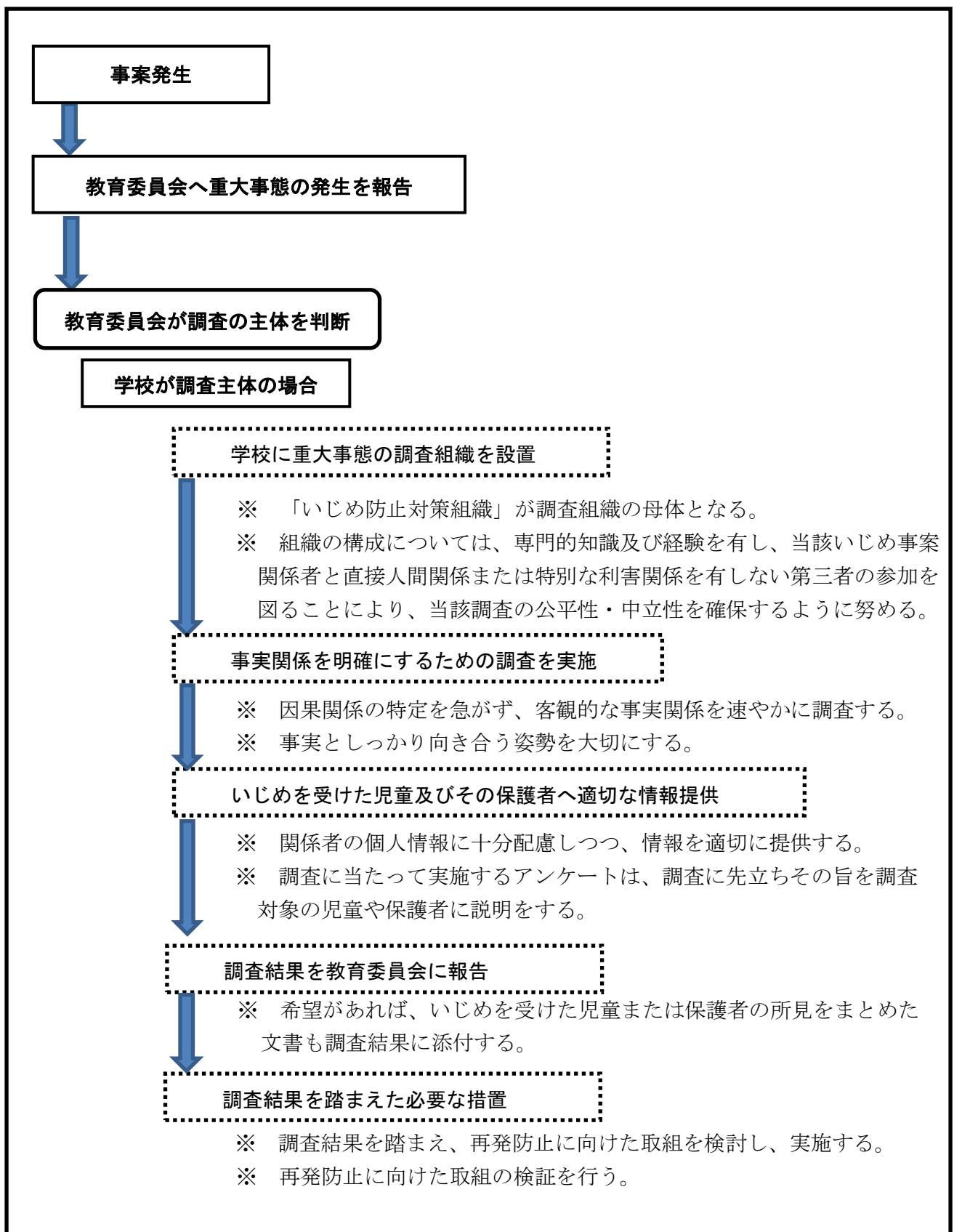
6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを行い、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

8 重大事態の対応フロー図



9 取組の年間計画

		「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月		○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やＳＣの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○授業参観、ＰＴＡ総会、学年・学級懇談会 ○家庭確認
5月			○児童集会（縦割り）		○家庭確認
6月			○児童集会（縦割り） ○福祉実践教室 ○読み聞かせ（１～４年）	○「心のアンケート」（いじめアンケート） ○教育相談週間	○学校運営協議会
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○児童集会（縦割り）		○個人懇談会
8月		○中間評価→検証			
9月			○児童集会（縦割り）	○身体測定	
10月			○児童集会（縦割り）		○親子除草 ○学校周辺クリーン活動 ○運動会
11月			○児童集会（縦割り） ○読み聞かせ（１～４年）	○「心のアンケート」（いじめアンケート） ○教育相談週間	○授業参観
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話） ○人権教室 ○赤い羽根募金活動 ○児童集会（縦割り）		○個人懇談会 ○学校運営協議会
1月		○自己評価	○児童集会（縦割り）	○身体測定	○学校評価（児童・保護者）
2月			○児童集会（縦割り） ○読み聞かせ（１～４年） ○卒業生を送る会	○「心のアンケート」（いじめアンケート） ○教育相談週間	○授業参観
3月		○学校評価の結果の検証 ○「基本方針」の見直し			○学校運営協議会
通年		○毎月、職員会議後、いじめ・不登校対策委員会を開催 ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○朝礼における校長講話 ○道徳教育の充実 ○体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○ＳＣによる相談	○親子ふれあいあいさつ運動（年７回） ○安全ボランティア ○おやじの会